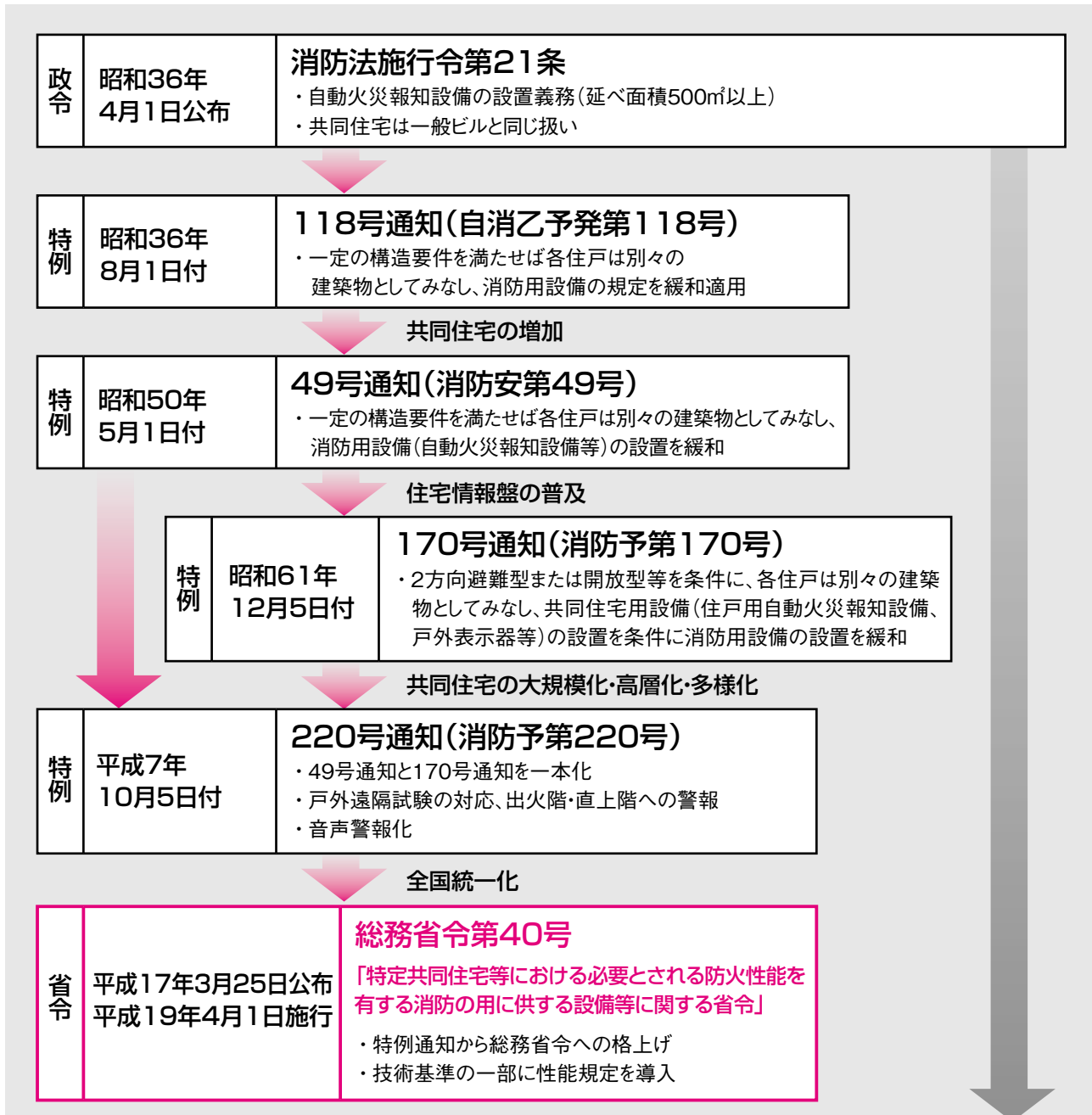


# 総務省令第40号による設置基準

## 共同住宅等の消防用設備に関する基準について

共同住宅の消防用設備に関する関係法令は、建物構造やライフスタイルの変化、また技術進歩により都度見直しがおこなわれてきました。平成19年4月1日からは、一定の構造要件を満たした共同住宅等において消防用設備等の設置を一部緩和する「総務省令第40号（平成17年3月25日公布）」が施行されました。



### 新基準の目的

新基準では当該基準を適用する共同住宅等を「特定共同住宅等」と称し、消防法施行令第29条の4に基づき、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」として「通常用いられる消防用設備等」に代えて設置できる設備の基準を定めています。

これは各地域の共同住宅特例通知として運用されていたものを省令や関係告示に定め、全国的に統一した運用を図るとともに、検査、点検報告および消防設備士の工事または整備等に関する消防法令の関係規定を適用し、より適切な維持管理の確保を図るため、特例通知に沿って制定されました。